

国民健康保険被保険者証（保険証）の再交付について（郵送申請・電子申請）

保険証を紛失または破損した場合は、窓口での申請のほかに郵送申請・電子申請でも再交付の手続きをすることができます。

郵送申請や電子申請の場合は、必ず世帯主の方が申請を行ってください。

窓口での申請の場合とは異なりますので、ご注意ください。

申請が受理され次第、世帯主あてに保険証を郵送します。

※必ず日中連絡がとれる連絡先（電話番号）をご記入ください。

※世帯の状況によっては交付できない場合があります。

○郵送での申請の場合

1. 申請方法

下記の2点を町健康福祉課医療介護保険室あてに送付してください。

- ・申請書
- ・世帯主の本人確認のできるものの写し（運転免許証などの写し）

《送付先》

〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町 43-1

最上町健康福祉課医療介護保険室あて

2. 申請要件

- ・世帯主による申請であること

※申請書は町ホームページよりダウンロードできます。

[ダウンロードはこちらからどうぞ](#)

○電子申請（やまがた e-申請）の場合

1. 手続きに必要なもの

- ・やまがた e-申請に対応しているパソコンまたはスマートフォン

2. 手続きの要件

- ・世帯主による申請であること
- ・やまがた e-申請へのユーザー登録が完了していること

※やまがた e-申請による再交付は下記より申請してください。

[申請はこちらからどうぞ](#)